

議案第 2 号

白岡市建築基準法等関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する事務その他建築等関係事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び金額)

第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収)

第 3 条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に徴収する。

2 手数料は、その納付後において申請事項を変更し、又は取り消しても、還付しない。

(手数料の減免)

第 4 条 次に掲げる建築物、建築設備又は工作物は、別表第 1 号から第 10 号まで、第 39 号、第 40 号及び第 45 号に規定する手数料について、2 分の 1 に相当する額を減額する。

- (1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）の用に供する建築物、建築設備又は工作物
- (2) 地方公共団体が公用又は公共用に供する建築物、建築設備又は工作物
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める建築物、建築設備及び工作物

2 次に掲げる建築物、建築設備又は工作物は、別表第 1 号から第 10 号まで、第 39 号、第 40 号及び第 45 号に規定する手数料を免除する。

- (1) 災害による滅失又は毀損のため 1 年以内に建築するもので、そのことを証する書面のある建築物、建築設備又は工作物
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理

事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川の工事のため、新築し、増築し、改築し、又は移転（解体して移転する場合を含む。）するもので、そのことを証する書面のある建築物、建築設備又は工作物

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（白岡市手数料条例の一部改正）

2 白岡市手数料条例（平成12年白岡町条例11号）の一部を次のように改正する。

別表中第30号から第66号までを削り、第67号を第30号とし、第68号から第84号までを37号ずつ繰り上げ、同表の備考中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

（経過措置）

3 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があった許可等に係る手数料について適用し、施行日前までに申請があった許可等に係る手数料については、なお従前の例による。

4 施行日までに申請した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（次号及び第3号に規定する審査を除く。）	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 8,000円
	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円
	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円
	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円
	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円
	カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円
	キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円
	ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円
	ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 500,000円

	<p>0 平方メートル以内のもの 4 20,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000 平方メートルを超えるもの 7 77,000円</p>
<p>(2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（同法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合は、前号の額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築する場合は、前号の額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合は、前号の額</p> <p>エ 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合は、昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>
<p>(3) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施</p>

消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合に限る。）

行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する場合は、第1号の額（昇降機を含む建築物については、第2号の額）に、一の建築物ごとに次に定める額を加算した額

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 27,000円

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の建築をする場合で、要確認特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する場合は、第1号の額（昇降機を含む建築物については、第2号の額）に一の建築物ごとに次に定める額を加算した額

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7

	<p>, 000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</p> <p>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 13,500円</p>
(4) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	<p>ア 昇降機を設置する場合は、1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合は、1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>
(5) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	<p>ア 工作物を築造する場合は、一の工作物ごとに12,000円</p> <p>イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は、一の工作物ごとに5,000円</p>
(6) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次号及び第8号に規定する完了検査を除く。）	<p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メ</p>

	<p>メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 42,000円</p> <p>カ 面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 59,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 208,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 331,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 666,000円</p>
<p>(7) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同</p>	<p>前号の額に、昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を</p>

<p>法第 87 条の 4 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>	<p>加算した額</p>
<p>(8) 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為又は同法第 12 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。）</p>	<p>第 6 号の額（昇降機を含む建築物については、前号の額）に、次に定める額を加算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 3,000 円</p> <p>イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 5,000 円</p> <p>ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 6,000 円</p> <p>エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 7,000 円</p> <p>オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 8,000 円</p> <p>カ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 11,000 円</p> <p>キ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 16,000 円</p> <p>ク 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000</p>

	<p>平方メートル以内のもの 41,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円</p>
(9) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	昇降機1基ごとに17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)
(10) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく工作物に関する完了検査	一の工作物ごとに12,000円
(11) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号(これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
(12) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は取消しの申請に対する審査	50,000円
(13) 建築基準法第43条第2項第	27,000円

1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	
(14) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
(15) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定（総合的設計による一団地の建築物の特例認定）の申請に対する審査	<p>ア 建築物の数が2以下である場合 78,000円</p> <p>イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
(16) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定（既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定）の申請に対する審査	<p>ア 建築物（既存建築物を除く。）の数が1の場合 78,000円</p> <p>イ 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
(17) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築認定の申請に対する審査	<p>ア 建築物（一敷地内建築物を除く。）の数が1の場合 78,000円</p> <p>イ 建築物（一敷地内建築物を除く。）の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
(18) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による認定の取消し	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じた額を加算した額

の申請に対する審査	
(19) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(20) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
(21) 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	27,000円
(22) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
(23) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	120,000円
(24) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	27,000円
(25) 建築基準法施行令第137条	27,000円

<p>の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</p>	
<p>(26) 建築基準法第 1 2 条第 8 項の規定に基づく建築物の台帳に記載した事項の証明</p>	<p>4 0 0 円</p>
<p>(27) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置指定の図書の写しの交付</p>	<p>4 0 0 円</p>
<p>(28) 建築基準法第 9 3 条の 2 の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付</p>	<p>4 0 0 円</p>
<p>(29) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しがあるもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 8, 0 0 0 円</p> <p>b 増築又は改築の場合 1 3, 0 0 0 円</p> <p>c 建築を伴わない場合 1 3, 0 0 0 円</p> <p>(4) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以</p>

	<p>外の住宅をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>a 新築の場合 17,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 25,000円</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 57,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 85,000円</p> <p>(4) 共同住宅等</p> <p>a 新築の場合 127,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 194,000円</p>
<p>(30) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行わ</p>

	れるものは、120,700円) を更に加算して得た額
(31) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	第29号ア(7)及び(4)並びにイ(7)及び(4)に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(32) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、120,700円）を更に加算して得た額
(33) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	2,200円
(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	2,200円
(35) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都

づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）

市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの

）があるもの

(7) 一戸建ての住宅 5,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11,000円

(5) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 80,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 38,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

	<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 59,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 267,000円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 102,000円</p>
<p>(36) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、120,700円）を更に加算して得た額</p>
<p>(37) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審</p>	<p>変更部分の区分に応じ、第35号に掲げる額を合算した額に2分の1を乗じた額</p>

<p>査（次号に規定する審査を除く。）</p>	
<p>(38) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、120,700円）を更に加算して得た額</p>
<p>(39) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11,000円</p> <p>(ロ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネ</p>

ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第2号イ(1)及
びロ(1)に定める基準に適合する
もの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 4
0,000円

b 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 4
4,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住
宅部分 80,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネ
ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第2号イ(2)及
びロ(2)の基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 2
0,000円

b 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 2
2,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住
宅部分 38,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネ
ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第2号イ(1)及
びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に

	<p>定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 59,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 267,000円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 102,000円</p>
<p>(40) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の申請に対する審査</p>	<p>前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>(41) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p>

第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11,000円

(ロ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平

方メートル未満のもの 4
0,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4
4,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 80,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2
0,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2
2,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 38,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2
9,000円

b 床面積の合計が200平

	<p>方メートル以上のもの 3 3,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 59,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 267,000円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 102,000円</p>
<p>(42) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</p>	<p>前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、120,700円）を更に加算して得た額</p>
<p>(43) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（</p>	<p>変更部分の区分に応じ、第41号に掲げる額を合算した額に2分の1を乗じて得た額</p>

<p>次号に規定する審査を除く。)</p>	
<p>(44) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</p>	<p>前号の額に、第1号から第3号までに掲げる手数料を徴収する事務に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに174,600円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものは、120,700円）を更に加算して得た額</p>
<p>(45) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 5,500円</p> <p>(ロ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 5,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する</p>

もの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 40,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 19,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平

	方メートル未満のもの 1 4, 500円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 6, 500円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 29, 500円
オ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 1 33, 500円
カ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 5 1, 000円

備考

- 1 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

- (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の申請に基づく建築物の床面積は、当該各号に掲げる床面積とする。
 - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- 3 次の各号に掲げる検査又は申請に対する審査において、床面積の合計は、建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積とする。
 - (1) 第8号に規定する建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査
 - (2) 第35号及び第36号に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査
 - (3) 第37号及び第38号に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査
 - (4) 第39号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査
 - (5) 第40号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の申請に対する審査
 - (6) 第41号及び第42号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネ

ルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

- (7) 第43号及び第44号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査
 - (8) 第45号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査
- 4 第8号に規定する建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査において、床面積の合計は、次に掲げる建築物の部分の床面積の合計を減じたものとする。
- (1) 工場における生産エリア
 - (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
 - (3) データセンターにおける電算機室
 - (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
 - (5) 算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機

令和7年2月20日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に併せて、建築基準法に基づく事務等の手数料の徴収に関し必要事項を定めるため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。